

(別紙) 介護保険負担限度額認定申請についての注意事項

施設入所や短期入所サービスを利用した時、一定の要件を満たした方を対象に食費と居住費を軽減します。デイサービス・デイケア・有料老人ホーム・グループホーム・小規模多機能型居宅介護は、本制度対象外です。

【対象者】…本人・配偶者及び世帯全員が住民税非課税であり、預貯金額等が下記表に当てはまること（※課税世帯の場合でも一定要件を満たすことで制度の対象となることがあります。詳細は裏面下部をご参照ください。）

利用者負担段階	収入・預貯金等の要件
第1段階	・生活保護受給者 ※資産要件無しのため預金通帳の写し等不要
	・高齢福祉年金受給者 ・預貯金額等が【単身：1,000万円、夫婦：2,000万円】以下
第2段階	・本人の年金収入+合計所得金額が80.9万円以下 ・預貯金額等が【単身：650万円、夫婦：1,650万円】以下
第3段階①	・本人の年金収入+合計所得金額が80.9万円超120万円以下 ・預貯金額等が【単身：550万円、夫婦：1,550万円】以下
第3段階②	・本人の年金収入+合計所得金額が120万円超 ・預貯金額等が【単身：500万円、夫婦：1,500万円】以下

※ 配偶者について、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みますが、DV防止法に規定される配偶者から暴力を受けた場合又は行方不明の場合は含まれません。

※ 「本人の年金収入」とは課税年金収入額+非課税年金収入額のことを指します。

※ 第2号被保険者（40～64歳）は、段階にかかわらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円、夫婦：2,000万円以下であれば対象となります。

【預貯金等について】

申告対象	添付書類など
預貯金（普通預金・定期預金等）	なし
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高、明細等の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高等の写し
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高、明細等の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書、申請日時点の負債残高が確認できる書類等

預貯金等についての注意点

- ※ 本人名義の口座にある預貯金は、全て本人の預貯金額とみなします。
- ※ 預貯金通帳の写しの提出は必要ありません。（ご契約されている金融機関へ残高等を照会いたします。）
- ※ 金融機関と家族信託契約を締結されている場合は、口座名義がご家族様の口座であっても、本人の預貯金とみなしますので、その場合はその旨をお伝えください。
- ※ 定期預金及び信用金庫等の出資金も資産となります。
- ※ 通帳が見当たらないなどの理由で詳細がわからない場合でも、今も所有しているか不明な場合でも金融機関名をご記入ください。
- ※ 夫婦どちらかの申請の場合でも、夫婦2人分の有価証券明細等の写しが必要です。

【申請に必要な書類】

被保険者	・有価証券明細等の写し（申告対象については上記の表）
配偶者	・有価証券明細等の写し（申告対象については上記の表）

【課税層特例措置について】

住民税課税世帯でも、下記支給要件を満たしていると認められれば、特例的に第3段階②の負担限度額になります。（短期入所サービスは対象外）詳しくは田原本町役場長寿介護課までお問合せください。

支給要件

1. その属する世帯（世帯分離している配偶者も含む。以下同じ。）の構成員数が2人以上であること。
2. 介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行うこと。
3. 世帯の年間収入（世帯分離している配偶者の収入を含む）から、施設の利用負担（介護保険負担割合証記載の自己負担額、居住費、食費）の見込額を除いた額が80.9万円以下となること。
4. 世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下であること。
5. 世帯がその居住用に供する家屋その他日常生活のため必要な資産以外に利用しうる資産を有していないこと。
6. 介護保険料を滞納していないこと。

申請に必要な書類

非課税世帯における書類と合わせ、年間の施設利用料の見込みが分かるもの



【問い合わせ先】長寿介護課 介護保険係 TEL：0744-34-2101